

電気化学会インターネットサービス運用規程

(総則)

第1条 この規程は(社)電気化学会(以下「本会」という)の広報・運営・事務の効率化を図るため、本会が管理するインターネットドメインおよびそのドメインを活用するためのサービスについて、必要な事項を定める。

(ドメイン)

第2条 本会ドメインの申請・維持管理は広報委員会が行う。

第3条 本会ドメイン名は「electrochem.jp」とする。

(管理・運用)

第4条 本会ドメインの管理は本会が委託するインターネットサービスおよびサーバ管理者が行う。委託業務に関する仕様は広報委員会が決定する。

(利用の目的)

第5条 本会ドメインの利用の目的は、本会が定款・細則等に定める事業および業務の遂行に必要なものとし、その利用においては以下のサービスを提供する。

1. メールアドレスの付与
2. Webサイト(ホームページ)の開設およびその管理に必要なftpサーバの提供
3. 独自サーバを開設することを目的とするサブドメインの提供
4. その他、広報委員が定めたサービス

(利用の資格)

第6条 本会ドメインを利用できる者は、次の各号に掲げる者および団体とする。

1. 本会役員及びその各委員会、各支部、各専門委員会、各研究技術懇談会
2. 本会事務局職員
3. その他広報委員会が適当と認めた者および団体

(利用の届け出)

第7条 本会ドメインを用いたサービスの利用に当たっては以下の場合に申請を必要とし、広報委員会に届け出なければならない。

1. ドメインの利用を開始する場合
2. ドメインの利用目的を変更する場合
3. ドメインを利用する各サービスの利用申請者、管理者および利用者に変更がある場合
4. ドメインの利用を終了する場合

(免責)

第8条 本会はサーバ運用上、予想される支障(ネットワークやサーバのメンテナンス等による遮断)が生じる場合は利用者に告知しなければならない。ただし、予期せぬ障害においては生じた損害に依らず本会はその責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第9条 本会が提供するサービス利用にあたって、各サービスのアカウントを付与された者は以下の行為を行ってはならない。

1. アカウントの第三者への譲渡、貸与
2. アカウントに対応するパスワードの第三者への開示
3. 本会プライバシーポリシーに反する行為
4. 虚偽の情報の公開
5. 他人になりすます行為
6. ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
7. システムの不正な利用または、それを助ける行為
8. 計算機資源を不当に占有または、浪費する行為
9. 他者のプログラムやデータ等を改変または破壊する行為
10. 本会が認めたものを除く営利を目的とした行為

11. 著作権等の法令に定める権利の侵害
12. その他法令および社会慣行に反する行為

(利用の指導、停止、禁止)

第 10 条 利用者が前条の事項に違反した場合、広報委員会は利用上の指導、停止または禁止することができる。

(改定)

第 11 条 この規程の改定に関しては広報委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規則は 2024 年 7 月 19 日から施行する。

施行 平成 14 年 9 月 6 日 理事会承認
改定 平成 18 年 6 月 6 日 理事会承認
改定 平成 25 年 12 月 11 日 理事会
改定 2020 年 12 月 25 日 理事会
改定 2024 年 7 月 19 日 理事会